

【2023年12月6日発行】

---

---

■ 人事労務マガジン／定例第159号 ■

---

---

---

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

---

厚生労働省 X・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X>

- 手順1 Xアカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 「第6・7回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者を募集中
2. 最低賃金、業務改善助成金のテレビCMが全国で放送中です
3. 性的マイノリティの理解増進に向けて～厚生労働省の取り組みに関する情報のウェブサイトを開設しました
4. 「“人”が輝く企業と出会う 合同企業研究会」の参加者募集中  
12月19日開催。就活中の学生・求職中の方、企業の人事・労務のご担当者さまも必見
5. 事業主の皆さま、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
6. 令和5年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第2回）のご案内
7. 「大学生等（短大生、専門学校生）を対象とした労働条件セミナー」参加者募集【再掲】
8. 高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」をオンライン配信します【再掲】
9. オンライン「労働契約等解説セミナー2023」最終回（セミナー動画も公開中）  
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説【再掲】

10. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集  
10月からオンラインと会場で全55回開催【再掲】
11. 人事・労務のご担当者様はもちろん、管理職や若手の皆さまも必見  
「イクメン・イクボスセミナー」の聴講者募集中（24年2月まで開催）【再掲】
12. 人事・労務ご担当者の皆さま、社内環境整備に役立てませんか？  
「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」参加者募集中！（12月・1月開催）【再掲】
13. 経営者・人事労務担当者さま  
「仕事と育児／介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます【再掲】
14. 「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします【再掲】  
【厚生労働省からのお知らせ】  
『厚生労働』12月号発売中

---

【トピック1】「第6・7回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者を募集中です

---

独立行政法人労働者健康安全機構では、治療と就労の両立支援活動の推進のため「両立支援コーディネーター※基礎研修」を実施しています。

この度、以下のとおり今年度最後となる第6・7回研修を開催します。【事前申し込み制・参加無料】

この研修は、「動画配信研修」と「WEB ライブ講習」を組み合わせたオンライン形式で行います。20日間程度の配信期間中に任意の時間で視聴可能な「動画配信研修」を全て受講した上で、「WEB ライブ講習」講習日にリアルタイムで受講いただきます。

全てのカリキュラムを履修された方には修了証を発行します。

また、この研修は「認定医療ソーシャルワーカーポイント」の認定ポイント対象研修（10ポイント）です。

この機会にぜひご受講ください。

※両立支援コーディネーターとは

治療と仕事の両立とは、病気を抱えながらも働く意欲があり、全く元のおりにはいかずとも、職場でこなすべき仕事に耐えうる能力のある労働者が、仕事を理由に治療機会を逃すことなく、また、治療を理由に職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることです。

患者・家族が治療と仕事の両立を図る上で、多くの場合、医療と職域間の連携が必要ですが、実際の治療現場では、職域との連携や協議に注力できるほどの自由度が乏しいといった理

由から、十分な連携が機能しておらず、職場においても積極的な支援がなされていないというのが実情です。

両立支援コーディネーターとは、患者とその家族側、医療者側、人事労務担当者などの企業側の3者間の情報共有や意思疎通の手助けをする役割を担う人材のことです。

#### 【開催日程】

##### ■第6回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間：2024年1月18日（木）～2月7日（水）

WEBライブ講習日：2月10日（土）13：00～15：30

募集期間：12月6日（水）13時～12月19日（火）17時

##### ■第7回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間：2024年1月30日（火）～2月19日（月）

WEBライブ講習日：2月22日（木）13：00～15：30

募集期間：12月6日（水）13時～12月19日（火）17時

#### 【お申し込みはこちら】

以下URLの申し込みフォームに必要事項を入力の上、お申し込みください。

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>

#### 【お問い合わせ】

「令和5年度両立支援コーディネーター基礎研修」申込事務局

E-mail：johasryoritu2023@d-k.jp

TEL：050-3145-9089（受付日時 月～金 10：00～17：00）

※年末年始（12月28日～1月5日）を除く

---

#### 【トピック2】最低賃金、業務改善助成金のテレビCMが全国で放送中です

---

厚生労働省は、最低賃金・業務改善助成金について広く皆さまに知っていただくため、テレビCMを作成しました。

CMでは、改定された今年の最低賃金についてと、中小企業・小規模事業者の賃金引き上げを支援するための業務改善助成金についてご紹介しています。

CMの中で紹介している令和5年度の最低賃金と業務改善助成金については、以下で詳しく紹介しています。そちらをご参照ください。

このCMは、12月1日から全国で順次放送されています。また、厚生労働省公式YouTubeチャンネルでも公開していますので、ぜひご覧ください。

【厚生労働省公式YouTube】

<https://www.youtube.com/watch?v=Qu10AFKZKvQ>

#### ■最低賃金

最低賃金は、年齢、パートやアルバイトなどの雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。使用者も労働者の皆さまも、最低賃金額や発効日の確認をお願いします。

【詳細はこちら】

各都道府県の改定額と発効年月日はこちらでご確認ください。

・最低賃金に関する特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>

【お問い合わせ】

都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

#### ■業務改善助成金

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための「業務改善助成金」制度を設けています。詳細は、厚生労働省ウェブサイト、リーフレットをご覧ください。

なお、申請期限は2024年1月31日となっています。期限が迫っていますので、申請をお考えの方はご注意ください。

申請に当たってのご不明点等については、コールセンターでも対応しています。お気軽にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

業務改善助成金については、以下のウェブページやリーフレットでご確認ください。

・最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 業務改善助成金

<https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html>

・業務改善助成金リーフレット「令和5年度業務改善助成金のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001140627.pdf>

【お問い合わせ】

・業務改善助成金コールセンター

TEL : 0120-366-440 （受付時間 平日 8:30～17:15）

・都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

※申請の手続きは、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお願いします。

---

【トピック3】性的マイノリティの理解増進に向けて～厚生労働省の取り組みに関する情報のウェブサイトを開設しました

---

今年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

厚生労働省では、これまでも性的マイノリティの方の生活や就労に関する取り組みを進めてまいりましたが、このたび、厚生労働省の取り組みや関連する制度についての情報をまとめたウェブサイトを公表しました。

ウェブサイトには、職場での理解増進に向けた労働者や事業主への普及啓発の係る資料や調査の結果、職場でのトラブルが生じた場合における総合労働相談コーナーでの相談の連絡先、生きづらさを感じている方への、生活上の悩みも含めた24時間365日無料の電話相談窓口の連絡先などを掲載しています。

厚生労働省では、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、多様な人々が確認でき、誰も生き生きとした人生を享受できる社会の実現を目指し、LGBT等を含めた性的マイノリティに関する理解増進に向け、性的マイノリティのみなさまに寄り添いつつ、取り組みをしっかりと進めてまいります。

【詳細はこちら】

性的マイノリティに関する理解増進に向けて～厚生労働省の取組について～

(厚労省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougai shakouyou/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai shakouyou/index_00007.html)

---

【トピック4】「“人”が輝く企業と出会う 合同企業研究会」の参加者募集中

12月19日開催。就活中の学生・求職中の方、企業の人事・労務のご担当者さまも必見

---

就活中の学生の方や求職中の方を主な対象として開催する、人材の活躍に積極的に取り組む企業が集まるオンラインイベントです。

このイベントでは、セッションごとにテーマを設けて、計16社の企業が講演します。

セッションテーマは「多様な人材の採用・活躍」「働き方改革の推進」「従業員のチャレンジを推進」「人材育成の推進・従業員の学びを支援」です。

“人”がイキイキと働く企業と出会えるこのチャンスをお見逃しなく。【事前申し込み制・参加無料】

【開催概要】

12月19日(火) 10:30~17:30

※登壇企業のタイムテーブルは、特設サイトからご覧になれます。

【開催方法】

Zoom オンライン開催

【詳細・お申し込みはこちら】

“人”が輝く企業と出会う 合同企業研究会 特設サイト

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/event/202312/index.html>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託「女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業」

“人”が輝く企業と出会う 合同企業研究会 運営事務局(東京海上ディーアール株式会社内)

E-Mail: [mhlw-trc@tokio-dr.co.jp](mailto:mhlw-trc@tokio-dr.co.jp)

---

## 【トピック 5】 事業主の皆さま、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましよう

---

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度（※1）の導入や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。年次有給休暇を上手に活用して休みをつなげて、楽しい冬をもっと楽しくしませんか？労使が一体となって、制度の導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

### 【詳細はこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

---

## 【トピック 6】 令和 5 年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第 2 回）のご案内

---

厚生労働省では、勤務地や職務内容、勤務時間などを限定した「多様な正社員」制度のポイント、実際に「多様な正社員」制度を導入されている企業の先進事例などを紹介するセミナーを開催します。

「多様な働き方」に関する概要のみでなく、「多様な働き方」をどのように取り入れているのか、取り組み事例を通じて各社の工夫を学ぶことができるセミナー内容となっています。

### 【セミナー概要】

#### ■開催内容（予定）

1. 有識者による「多様な正社員」制度に関する基調講演
2. 「多様な正社員」制度を取り入れた企業による事例発表（2 社）

①富士通株式会社

②株式会社コラボスタイル

3. 有識者、事例発表企業によるパネルディスカッション

4. 関連情報のご紹介

#### ■開催概要

日時：2024年2月（調整中）

※日程確定後、お申し込みいただいた方に日時・場所をご連絡します。

場所：オンライン&対面（ハイブリッド形式）

※対面会場は東京大手町を予定

参加費：無料

#### 【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

#### 【お問い合わせ】

厚生労働省「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 事務局

（委託先：PwCコンサルティング合同会社）

TEL：03-6257-0785

E-mail：[jp\\_cons\\_tayounaseishain@pwc.com](mailto:jp_cons_tayounaseishain@pwc.com)

#### 【再掲】

【トピック 7】「大学生等（短大生、専門学校生）を対象とした労働条件セミナー」参加者募集

アルバイトや就職など働く前に知っておきたい、労働法の基礎知識について学べるセミナーを「現地（会場）」と「オンライン」で実施します。社会に出て働く前に、労働法に関する基本的な知識を、このセミナーで学んでみませんか？プロの講師が分かりやすく説明します。特設ウェブサイトで参加者の募集を行っています。皆さまのご参加をお待ちしています。【事前申し込み制・参加無料】

#### 【対象者】

大学生、短期大学生、専門学校生など、就職やアルバイトを控えた学生の皆さまやご家族の方、大学生等の労働法教育に関心のある就職・キャリア指導担当教職員など

**【開催日時】**

現地開催

- ・大阪 12月7日(木)
- ・東京 12月11日(月)

オンライン (Zoom) 形式

- ・12月20日(水)
- ・1月10日(水)

※日程や開催時間・会場などの詳細は、特設ウェブサイトをご参照ください。

**【詳細・お申し込みはこちら】**

令和5年度 大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業

[http://www.langate.co.jp/student\\_roudou/02\\_seminar.html](http://www.langate.co.jp/student_roudou/02_seminar.html)

**【お問い合わせ】**

「大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事務局」(厚生労働省委託事業)

ランゲート株式会社

〒604-8141 京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階

TEL : 075-741-7862 (平日 10:00~17:00)

FAX : 075-741-7863

E-mail : [student\\_roudou@mb.langate.co.jp](mailto:student_roudou@mb.langate.co.jp)

**【再掲】**

【トピック8】高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」をオンライン配信します

今年8月~10月に開催した「労働法の教え方セミナー」について、オンラインで動画を配信しています。

このセミナーは、高校や大学等の教職員の皆さまが、生徒や学生たちに労働法を教えられるよう、そのノウハウを分かりやすく解説したものです。

セミナーは「高校の教職員等向け」と「大学の教職員等向け」の2種類があります。

**【テーマ】**

- ・労働法を正しく理解する~労働法教育の必要性・トラブル事例~

- ・就職活動と労働法～生徒の明るい未来のために～
- ・労働法はどう生きる～アルバイト・インターン・就職活動・職業生活～ など

【配信期間】

2023年12月1日～2024年2月29日

【配信サイトはこちら】

労働法教育に関する支援対策事業

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/index.html>

【再掲】

【トピック9】オンライン「労働契約等解説セミナー2023」最終回（セミナー動画も公開中）  
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。【事前申し込み制・参加無料】

セミナー内容をまとめた動画も作成しましたので、学習・復習にぜひご活用ください。

- ・使用者編

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjgEEh6ZXx6azwITOPq7bR>

- ・労働者編

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj7\\_c2SJSHIj36vTib4k6x8](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj7_c2SJSHIj36vTib4k6x8)

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【開催概要】

開催日：12月14日（木）

開催時間：セミナー 13:30～15:40（休憩10分） 個別相談会 15:50～16:50

開催形式：オンライン

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

【再掲】

---

【トピック10】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10月からオンラインと会場で全55回開催

---

健康的でやる気あふれる職場を実現しませんか？企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで51回、会場（東京、大阪）で4回の全55回（うち3回は「特別企画 業務効率化セミナー」）開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるものにご参加ください。（現在、特設ウェブサイトにて参加者を募集中）

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけるので、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

2024年1月18日（木）（全55回）まで

- ・午前開催の場合 9:30～12:00
- ・午後開催の場合 14:00～16:30

※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイトにてご案内しています。

【詳細解説テーマ例】

- ・過重労働に係る損害賠償事例
- ・過重労働とメンタルヘルス対策
- ・過重労働と労災認定
- ・過重労働とパワハラ防止対策
- ・過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

特設ウェブサイト 過重労働解消のためのセミナー

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

担当：川田代、磯谷

TEL：03-5283-1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5283-1032

E-mail：[kajyu-kaishou@zenkiren.com](mailto:kajyu-kaishou@zenkiren.com)

【再掲】

【トピック 11】人事・労務のご担当者様はもちろん、管理職や若手の皆さまも必見  
「イクメン・イクボスセミナー」の聴講者募集中（24年2月まで開催）

厚生労働省「イクメンプロジェクト」では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得を進めるため、育休取得のメリットや先進企業の取り組み事例、育休取得経験者の体験談などを紹介する3種類のセミナーを実施します。（2024年2月までの開催を予定）。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日程】（いずれもオンライン開催）

#### 男性の仕事と育児両立セミナー

・12月11日（月）13:00～15:00 ※岩手県との共催

#### イクボスのマネジメントセミナー

・12月14日（木）13:00～15:00

・2月14日（水）13:00～15:00 ※埼玉県との共催

#### 教えてイクメンの星 育児休業の取り方・過ごし方

・2月16日（金）13:00～14:30 ※三重県との共催

#### 【詳細・お申し込みはこちら】

「イクメンプロジェクト」イクメン・イクボスセミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/seminar/>

#### 【お問い合わせ】

「令和5年度男性の育児休業取得促進事業」イクメンプロジェクト事務局

（東京海上ディーアール株式会社 製品安全・環境本部内）

TEL：03-5288-6583

E-mail：[ikumen@tokio-dr.co.jp](mailto:ikumen@tokio-dr.co.jp)

#### 【再掲】

【トピック12】人事・労務ご担当者の皆さま、社内環境整備に役立てませんか？

「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」参加者募集中（12月・1月開催）

厚生労働省は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」（委託事業）の中で、「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」を随時開催しています。

このセミナーでは、育児・介護休業法をはじめ、関連する法改正のポイント、男性育休や仕事と介護の両立事例などを交え、育休復帰支援プラン・介護支援プランの活用方法を紹介します。【事前申し込み制・参加無料】

育休・介護休業が取得しやすい職場環境の整備がますます重要となってきています。企業の人事労務ご担当の皆さま、社内環境整備に関心をお持ちの方はご予定に合わせて、ぜひお申し込みください。

#### 【開催日程】

■オンライン開催：Zoom ウェビナー

- 12月12日（火）16：00～17：00  
12月15日（金）15：00～16：30 ※《伴走型》 限定：10社  
12月18日（月）16：00～17：00  
12月19日（火）14：00～15：00 ※みやざき働き方改革推進支援センター共催  
1月11日（木）14：00～15：00  
1月16日（火）13：00～14：50 ※北海道庁後援  
1月17日（水）14：00～15：00 ※宮城働き方改革推進支援センター共催  
1月18日（木）14：00～15：00  
1月23日（火）15：00～16：30 ※《伴走型》 限定：10社

■会場開催

- 12月8日（金）13：30～16：50 ※仙台市共催 《伴走型》 限定：15社  
1月12日（金）未定 ※千葉キャリア形成・学び直し支援センター共催  
1月19日（金）未定 ※広島キャリア形成・学び直し支援センター共催  
1月24日（水）未定 ※山梨キャリア形成・学び直し支援センター共催  
1月26日（金）14：00～16：45 ※練馬区共催 《伴走型》 限定：20社

※伴走型セミナーとは

相談の時間を設けながら進めるセミナーです。1社につき

1名の両立支援プランナーが、企業ごとの課題や相談・疑問点をサポートします。今、何をすれば良いかまだよくわからないと思う方にもオススメです。

【詳細・申し込みはこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

[https://ikuji-kaigo.com/host\\_seminar.html](https://ikuji-kaigo.com/host_seminar.html)

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（委託先）

<https://ikuji-kaigo.com/>

TEL：03-5542-1740

【再掲】

【トピック13】 経営者・人事労務担当者さま

「仕事と育児／介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます

---

厚生労働省では、従業員の「仕事と育児・介護の両立支援」に取り組む企業に対し、無料の個別支援を実施しています。

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家『仕事と家庭の両立支援プランナー』が、貴社の実情やニーズをヒアリングし、育児・介護支援プランの導入を、個別にサポートします。支援は、全国どこでも、訪問またはオンラインにて受けられます。

ご利用された皆さまからは、大変好評をいただいています。具体的に相談したい、職場環境を整備したい経営者・人事労務ご担当者の皆さま、ぜひご利用ください。

#### ■利用者の声

- ・具体的な話を聞く事ができ、状況把握や事前準備といった社内周知の重要性を感じた。
- ・従業員の復帰と同時に、助成金も申請できた。
- ・具体的にどんな取り組みをしたら良いか知る事ができ良かった。
- ・説明がわかりやすく、頂いた資料もそのまま使える面談シートや管理職向けマネジメントのポイントなどがあり、すぐに役立ちそう。

#### 【詳細・申し込みはこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト内

#### ■育休復帰支援プラン

<https://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji/>

#### ■介護支援プラン

<https://ikuji-kaigo.com/lp/kaigo/>

#### 【再掲】

---

【トピック 14】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします

---

厚生労働省では「多様な正社員」制度を普及・定着させるため、「多様な正社員」制度の導入や改定を検討されている企業へのコンサルティング支援を無料で行っています。

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などを限定して選択できる正社員をいいます。

多様な正社員の専門知識を持ったコンサルタント（社労士等）が全国どの企業にも無料で伺います。また、オンライン（ウェブ会議形式を含む）で支援を受けることもできます。

#### ■多様な正社員の活用ケース

- ・ 転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい。
- ・ 職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい。
- ・ 転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、既存のあるいは新設した多様な正社員区分を、無期転換後の受け入れ先としたい。

#### ■支援概要

対象：「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用：無料

期間：2024年2月まで

実施方法：対面またはオンライン会議等を選択

回数：1社あたり4～6回程度の訪問支援を実施

内容：

- ・ 人事管理上の課題等の現状を把握し、多様な正社員の活用方針を整理
- ・ 導入する多様な正社員の格付けや待遇等の検討
- ・ 多様な正社員の導入に向けた就業規則等の修正の検討

#### 【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

#### 【お問い合わせ】

令和5年度「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

（委託先：PwCコンサルティング合同会社）

TEL：03-6257-0785

E-mail：[jp\\_cons\\_tayounaseishain@pwc.com](mailto:jp_cons_tayounaseishain@pwc.com)

#### 【厚生労働省からのお知らせ】

『厚生労働』12月号発売中

特集：2024年4月の改正「改善基準告示」適用で自動車運転者の働き方が変わる

---

来年4月1日、「トラック」「バス」「ハイヤー・タクシー」の運転者の時間外労働に年960時間の上限規制が始まるとともに、改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が適用され、運転者の労働条件が大きく改善されます。

今月の特集では、内容を解説するとともに、長時間・過重労働の実態が見られる事業者に対し監督指導を行っている労働基準監督署の取り組みを紹介。

加えて、発着荷主による長時間の荷待ち解消のために新設された「荷主特別対策チーム」の活躍をお伝えします。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2023年12月号

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou\\_kouhou/kouhou\\_shuppan/magazine/202312.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202312.html)

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

---

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

12月1日に公表された、完全失業率は2.5%で前月に比べ0.1ポイント低下、有効求人倍率は1.30倍で前月に比べて0.01ポイント上昇となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36556.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36556.html)

---

★バックナンバー

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga\\_page.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html)

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、

複製を行うことができます。

---